

議員提出議案第4号

議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬の特例
に関する条例の設定について

議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬の特例に関する条
例を次のように設定するものとする。

令和2年（2020年）4月28日提出

豊中市議会議員 木村 真

神原 宏一郎

北之坊 晋次

松岡 信道

中川 隆弘

（提案理由）

議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬について減額特
例措置を講じるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び監査委員の報酬の特例
に関する条例

第1条 議会の議員の議員報酬の月額は，令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間，議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号）第2条の規定にかかわらず，同条に定める額から，議長にあってはその100分の19，副議長にあってはその100分の14，議員にあってはその100分の9に相当する額を減じた額とする。ただし，期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は，同条に定める額とする。

第2条 監査委員（議会の議員の中から選任された委員に限る。）の報酬の月額は，令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間，委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）第2条第1項第3号の規定にかかわらず，同号に定める額から，40,000円を減じた額とする。

附 則

この条例は，令和2年5月1日から施行する。